

# 令和元年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 ( 第1号 )

令和元年 | 2月6日 (金)

午前 10 時 開 議

## 【 再 開 】 ..... |

・町民憲章朗唱

・表彰伝達

全国町村議会議長会創立70周年記念表彰 ( 辰柳敬一議員 )

## 【 会議録署名議員の指名 】 ..... |

日程第1 会議録署名議員の指名

## 【 諸般の報告 】 ..... |

日程第2 諸般の報告

・例月現金出納検査報告書の配布

・陳情書、要望書の配布

(1) 陳情第20号 国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情書

(2) 陳情第21号 私学教育を充実・発展させるための陳情

(3) 要望第9号 葛巻町森林組合からの要望書

・出張報告

## 【 報告第8号上程、報告 】 ..... 2

日程第3 報告第8号 法令改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の専  
決処分報告について

## 【 議案第42号～第53号上程、説明、委員会付託 】 ..... 3

日程第4 議案第42号 令和元年度葛巻町一般会計補正予算 ( 第3号 )

日程第5 議案第43号 令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算 ( 第1号 )

日程第6 議案第44号 令和元年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予  
算 ( 第1号 )

日程第7 議案第45号 令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算  
( 第2号 )

日程第8 議案第46号 令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算 ( 第1号 )

- 日程第9 議案第47号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例
- 日程第10 議案第48号 葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する  
条例及び葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第49号 監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第50号 町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条  
例
- 日程第13 議案第51号 葛巻町会計年度任用職員の給与等に関する条例
- 日程第14 議案第52号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の  
数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更  
の協議に関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第53号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議  
決を求めることについて

令和元年葛巻町議会 | 2月定例会議 会議録 (第1号)

議事日程告示年月日	令和元年   1月29日 (金)					
再開年月日	令和元年   2月6日 (金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和元年   2月6日 (金) 開議   10時00分 散会   11時00分					
議員出席状況  (凡例)  ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	出欠席の有無	議席番号	議員氏名	出欠席の有無
	1			6	姉帯春治	○
	2	山崎邦廣	○	7	山岸はる美	○
	3	大平守	△	8	辰柳敬一	○
	4	柴田勇雄	○	9	高宮一明	○
	5	鈴木満	○	10	中崎和久	○
会議録署名議員	6番	姉帯春治	9番	高宮一明		
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局総務係長	村木晋介		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長	松浦利明
	副町長	觸澤義美	建設水道課長	中山優彦
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会会長		病院事務局長	大久保栄作
	代表監査委員	馬渕文雄	農業委員会事務局長	和野康弘
	総務企画課長	山下弘司	総務企画課室長	大川原洋一
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	
	住民会計課長	千葉隆則	総務企画課財政係長	近藤桂太
	健康福祉課長	檜木幸夫		

( 開議時刻 10時00分 )

議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。  
ただいまから、令和元年葛巻町議会を再開します。  
本日の会議に先立ち、葛巻町民憲章の朗唱を行います。  
事務局長に主文を先導して朗読させますので、引き続き、全員で朗唱願います。  
町民憲章のしおりを準備の上、ご起立願います。

議会事務局長 ( 触沢誉君 )

それでは、朗読いたしますので、引き続き朗唱ください。  
葛巻町民憲章  
第1章、幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。  
第2章、明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。  
第3章、豊かな美しい郷土のために、自然を愛し、資源の活用に、力を合せて生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

議長 ( 中崎和久君 )

ご着席ください。  
以上で、葛巻町民憲章の朗唱を終わります。  
次に、全国町村議会議長会創立70周年記念表彰の伝達を行います。この表彰は、町村議会議員として30年以上在職された方に贈られます。辰柳敬一議員、前にお進み願います。  
表彰状。岩手県葛巻町、辰柳敬一殿。あなたは永年にわたり町村議会議員として地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされました。よって本会創立70周年を記念して表彰します。令和元年11月13日、全国町村議会議長会会長、松尾文則。  
以上で、表彰伝達を終わります。  
これから、令和元年葛巻町議会12月定例会議を開きます。  
ただいまの出席議員は、8名です。  
定足数に達していますので、会議は成立しました。  
欠席届を出されている議員は、3番、大平守君であります。  
なお、本定例会議の会議日程は、本日から12月13日までの8日間とします。  
本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。  
これから、本日の議事日程に入ります。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、6番、姉帯春治君及び9番、高宮一明君を指名します。  
次に、日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配布しています。ご参照願います。

次に、陳情第20号、国による妊産婦医療費助成制度創設等を求める陳情書、陳情第21号、私学教育を充実・発展させるための陳情、要望第9号、葛巻町森林組合からの要望書の3件については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

次に、出張報告をします。

10月8日から11日まで、岩手地区議会議長会中央実行運動及び県外行政視察のため、東京都及び佐賀県に出張しました。

10月15日、総務大臣感謝状贈呈式出席のため、東京都に出張しました。

10月20日、平庭闘牛大会もみじ場所出席のため、久慈市に出張しました。

11月8日から10日まで、沖縄県北中城村姉妹町村盟約締結30周年記念式典出席のため、沖縄県に出張しました。

11月12日から13日まで、岩手県町村議会議長会政務調査会研修会及び全国町村議会議長会創立70周年記念式典並びに議長全国大会出席のため、東京都に出張しました。

11月23日、平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

これで、出張報告を終わります。

なお、令和元年葛巻町議会9月定例会議から本日までにおいて、葛巻町議会総合条例第121条第1項ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配布した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、報告第8号、法令改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の専決処分報告についてを、議題とします。

説明を求めます。

総務企画課長。

### 総務企画課長（山下弘司君）

お疲れ様でございます。

それでは、報告第8号をご説明申し上げます。

議案集の方は2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

報告第8号、法令改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の専決処分の報告についてでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項及び議会総合条例第9条第6号の規定によりまして、令和元年10月15日付けで専決処分を行ったものでございます。

今回の条例制定の趣旨、経緯でございますが、町では現在、例規検索閲覧システムを活用し、例規をデータ化して改廃等の管理に対応しているところでございますが、本年8月に実施しました同システムの操作研修会におきまして、全国的に課題とされております法令改正に伴う条項ずれに対応するための検索機能が充実したことが紹介され、同システムを活用した例規の再点検の方法を指導いただいたことを受けまして、全ての例

規を対象とした例規改正に伴う条項ずれの再点検を実施したものでございます。その結果、条例については、対象件数 133 件中、条項ずれ等による一部改正が 11 件、法律名の変更による一部改正が 3 件、内容の改正が 3 件、うち条項ずれ等の重複 2 件が確認されたことから、この 15 件の条例について所要の整備を行ったものでございます。

3 ページをお願いいたします。

葛巻町条例第 10 号でございますが、法令改正に伴う関係条例の整理に関する条例でございまして、以下 21 ページまで本文全 15 条からなる条例でございまして、合わせて 15 本の現行条例を一部改正するものでございます。

条例改正の概要でございますが、まず、関係条例の改正に伴う条項ずれによる一部改正でございますが、第 1 条、災害弔慰金の支給等に関する条例、第 2 条、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例、第 3 条、水防協議会条例、第 5 条、町営住宅条例、第 6 条、葛巻町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例、第 9 条、個人情報保護条例、第 10 条、葛巻町職員の自己啓発等休業に関する条例、第 11 条、葛巻町地域情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例、第 12 条、復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例、第 14 条、葛巻町保育の必要性の認定基準に関する条例、第 15 条、葛巻町水道事業給水条例となっております。

次に、関係法令の題名変更による一部改正でございますが、第 4 条、葛巻町自然環境保護条例、第 7 条、災害発生に伴う被害者に対する町税の減免に関する条例、第 8 条、企業立地促進条例でございます。

最後に、関係条例の改正に伴う内容の所要の整理を行ったものでございますが、第 2 条、町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例、第 5 条、町営住宅条例、第 13 条、葛巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例でございます。

附則でございますが、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日からの遡及適用とし、第 13 条及び第 15 条の規定につきましては、令和元年 10 月 1 日からの施行とするものでございます。

以上で、専決処分 of 報告に係る説明を終わらせていただきますが、今後におきましては、条項ずれ等が発生しないよう、例規検索閲覧システムを有効活用し、法令等の改正に関する情報を積極的に収集し、適正な例規管理に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 議長（中崎和久君）

これで、説明を終わります。

これから、質疑に入ります。質疑があれば、これを許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

報告第 8 号、法令改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第 4、議案第 42 号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第 3 号）か

ら、日程第15、議案第53号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてまでの12議案を一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

最初に、総務企画課長。

#### 総務企画課長（山下弘司君）

提案理由をご説明申し上げます。

最初に、一般会計補正予算書と議案資料の1ページをお願いいたします。

議案第42号、令和元年度葛巻町一般会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正は、歳出では、障害者自立支援給付事業費、草地畜産基盤整備事業費、公共土木施設災害復旧事業費などを増額し、歳入では、国庫支出金、県支出金、財産収入、地方債の増額が主な内容となっております。また、本定例会には、人事院勧告に対応した職員給与条例の改正案も上程申し上げており、改正内容等を反映させた職員給与費の補正に加えまして、職員の人事異動に伴う給与費等の調整を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出の補正でございます。歳入歳出それぞれ246,139,000円を増額いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,670,211,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正は、第2表でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。今回の補正は追加1件でございまして、10月の台風19号による災害復旧事業の財源とするため、災害復旧事業債13,800,000円を見込むものでございます。起債の方法、利率、償還方法等は、これまでと同じでございます。

歳出の主な内容でございますが、12ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、1目、一般管理費、2、人事秘書管理経費、1節、報酬785,000円、4、共済費128,000円の増でございますが、10月の台風19号で被災した被災地からの支援要請に対応し派遣いたしました技術職の災害派遣非常勤職員に係るものでございます。派遣期間は5カ月を予定しておりまして、この派遣経費につきましては、同額を受入市町村より派遣職員給与経費として納付されることとなりますので、諸収入に同額を計上してございます。

13ページをお願いいたします。

同じく、2款、1項、1目、一般管理費、5、電子情報推進管理経費1,760,000円でございます。来年度から会計年度任用職員制度導入による人事給与システムの改修費を見込むものでございます。

16ページをお願いいたします。

2款、総務費、4項、3目、参議院議員通常選挙、1、参議院議員通常選挙執行経費3,251,000円の減、次の4目、県知事県議会議員選挙、1、県知事県議会議員選挙執行経費789,000円の減、18ページですが、5目、町長選挙費、1、町長選挙執行経費3,499,000円の減でございますが、それぞれ選挙の執行による実績による減額補正でございます。

20 ページをお願いいたします。

3 款、民生費、1 項、2 目、心身障害者福祉費、2、障害者自立支援給付事業費の 20 節、扶助費 25,500,000 円の増でございますが、障害者福祉サービス費等は、利用者数及び利用回数、時間等、利用するサービスの量的な増加に加えまして、支援区分の変更等による予算不足が生じたものでございます。補装具費につきましては、義足等でございますが、購入件数等が当初予定を上回る見込みであり、実績見込みにより増額するものでございます。

22 ページをお願いいたします。

3 款、民生費、2 項、1 目、児童福祉総務費、1、児童福祉事業管理経費 2,129,000 円の増でございますが、町外の施設を利用する園児が当初見込みより増えたことによる増額でございます。

26 ページをお願いいたします。

6 款、農林水産業費、1 項、5 目、畜産業費、2、畜産振興総合対策事業費、19 節、負担金補助及び交付金 1,150,000 円の増でございますが、家畜伝染病予防法の一部改正により、野生イノシシ等の侵入を防ぐ柵の設置が来年 4 月から義務化されることに伴い、養豚農家の営農継続対策として、県が中心となって国の緊急対策事業、補助率 2 分の 1 を活用し、対策を進めているものでございまして、事業内容は豚舎の周りへの防護柵の整備に要する経費を支援する事業でございます。当該事業は、事業費に対し国 2 分の 1 を補助するものですが、これに県が 4 分の 1 を上乘せして補助することとしているものでございまして、県、市町村が整備費用を補助する場合 8 割が特別交付税で措置されることから、町でも 4 分の 1 を支援しようとするものでございます。

その下の 5、草地畜産基盤整備事業費、19 節、負担金補助及び交付金 148,891,000 円の増でございますが、現在、当該事業で実施しております葛巻第 2 地区の事業について、今般、県より、県内の事業調整により農山漁村地域交付金の追加配分があったことを受けて、来年度に整備を予定しておりました小屋瀬地区の酪農家の牛舎等の整備を前倒しで実施するものでございます。

29 ページをお願いいたします。

8 款、土木費、2 項、3 目、道路新設改良費、4、道路改良事業費・愛羅瀬線 14,000,000 円の増でございますが、道路改良に係る国の社会資本整備総合交付金の配分が増額となったことにより、交付金対象事業分を増額補正するものでございます。事業内容は、現在、片方の橋台 1 基が発注済みとなっておりますが、残る橋台 1 基の分の工事費を見込むもので、今年度は橋台部分の工事を行いまして、来年度、上部工の工事を予定しているものでございます。

31 ページをお願いいたします。

9 款、消防費、1 項、3 目、消防施設費、1、消防施設整備管理経費 5,016,000 円の増でございますが、国の消防団設備補助金、補助 3 分の 1 を受けまして、各分団屯所に配備している自動体外式除細動器、AED を更新するものでございまして、町負担分に対して 8 割が特別交付税措置されるものでございます。

32 ページをお願いいたします。

10 款、教育費、1 項、3 目、高等学校振興費、1、高等教育振興事業費、委託料 2,837,000



円の増ですが、第3セクターの株式会社グリーンテージに管理を委託している山村留学生寄宿舎管理・調理業務の経費につきまして、実績見込みにより増額するものでございます。

34 ページをお願いいたします。

11 款、災害復旧費、2 項、1 目、道路河川災害復旧事業費、1、公共土木施設災害復旧事業費 37,799,000 円でございますが、10月の台風19号により被害を受けた河川、道路等の公共土木施設、補助債5カ所、単債1カ所の災害復旧事業の工事を見込むものでございます。

次に、各款に計上しております職員給与の補正概要でございますが、35 ページをお願いいたします。

最初に、1、特別職でございますが、一番下の行の比較の計で申し上げますと、参議院議員選挙、知事県議会議員選挙、町長選挙の実績により、その他特別職の報酬が650,000円の減となり、これに人事院勧告に基づく期末手当0.05月分、208,000円の増、右側の共済費が539,000円の減となり、合計で981,000円を減額とするものでございます。

次の36ページでございますが、一般職に係る給与費でございます。(1)の総括で申し上げますと、比較の欄で、職員90人分の給料、手当、合わせまして4,631,000円の減、これに共済費の増、4,643,000円を加え、総額では12,000円の増となるものでございます。職員手当の補正の内訳は下の表、扶養手当452,000円の増のほか、以下のとおりでございます。

37ページでございますが、今回の補正額を人事院勧告に基づく給与改定分、昇級分、人事異動分等の増減の事由別に整理してございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、これらの財源となる歳入でございますが、9ページをお願いいたします。

13 款、国庫支出金、1 項、1 目、民生費国庫負担金、1 節、障害者自立支援給付費等負担金、国2分の1、12,750,000 円の増及び10 ページの上段でございますが、14 款、県支出金、1 項、1 目、民生費県負担金、2 節、障害者自立支援給付費負担金、県4分の1、6,375,000 円の増は、歳出、障害者自立支援給付事業の増額補正に係る財源を見込んでいるものでございまして、国、県の負担金合わせて4分の3の負担割合となるものでございます。

9 ページ、13 款、国庫支出金に戻っていただきまして、3 目、災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧事業費負担金、国3分の2、24,000,000 円は、歳出の準用河川、町道等の災害復旧工事に係る国庫負担金でございます。

13 款、2 項、1 目、総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,616,000 円でございますが、当初予算で計上しております中間サーバー運営費に係る補助金でございますが、補助金が確定したことによる歳入のみの計上でございます。

その下の5目、土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金、国10分の6、7,200,000 円でございますが、町道愛羅瀬線の道路改良工事に係る追加配分になった国庫補助金でございます。

次の8目、消防費国庫補助金、消防団設備整備費補助金、国3分の1、1,672,000 円の増は、歳出の各消防分団屯所に配備している自動体外式除細動器、AEDの更新に係

る補助金でございます。

10 ページ、14 款、県支出金、2 項、1 目、総務費県補助金、地域経営推進費、県 3 分の 2、3,672,000 円の増ですが、町家旧遠藤邸の水回り工事等、既に予算措置しております事業に係る県の補助金が確定したことによる予算計上でございます。

その下の行、4 目、農林水産業費県補助金、農山漁村地域整備交付金 100 分の 55、125,985,000 円の増でございますが、歳出、草地畜産基盤整備事業の葛巻第 2 地区の事業に係る補助金でございます。

15 款、財産収入、2 項、1 目、不動産売払収入、立木売払収入 33,070,000 円でございますが、分収造林契約をしております上外川国有林の分収木の売り払い 3 件の売払収入でございます。

20 款、町債、1 項、1 目、災害復旧事業債 13,800,000 円でございますが、災害復旧に対する国補助金の不足分を起債で手当しようとするものでございます。

議案第 42 号につきましては、以上でございます。

次に、議案第 43 号、令和元年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）を、お願いいたします。

今回の補正は、歳入では、前年度繰越金の計上、歳出では、前年度の事業実績が確定したことにより、国庫補助金等の精算に係る返還金の計上、職員給与費の調整が主な内容でございます。

第 1 条でございますが、平成 31 年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算における年度表示につきまして、元号改正に伴い令和元年度とするものでございます。

第 2 条でございますが、歳入歳出それぞれ 23,510,000 円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ 989,819,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入でございます。6 款、繰入金、1 項、1 目、一般会計繰入金、2 節、職員給与費等繰入金 5,605,000 円の減、7 款、1 項、1 目、繰越金でございますが、30 年度会計からの純繰越金として 28,975,000 円を計上するものでございます。

これに対し、次のページの歳出でございますが、1 款、1 項、1 目、1 の一般管理費、13 節、委託料、電算処理委託料の国保資格システム改修事業 141,000 円は、令和 2 年 4 月から開始される個人番号カードによるオンライン資格確認等の導入にあたり、外国人の在留資格及び在留期間の管理を行うための国保資格システムの改修費を予算計上するものでございまして、この財源は、国の国民健康保険制度関係業務事務費補助金が交付される見込みでございまして、同額を前のページの歳入に計上しているものでございます。

その下の 2 の職員給与費、総額 5,605,000 円の減につきましては、一般会計同様に国に準じた給与改定及び昇給、人事異動分等を調整したものでございまして、内訳につきましては 9 ページ以下の給与費明細書でご確認をお願いいたします。

8 ページ、9 款、諸支出金、1 項、3 目、23 節の保険給付費等交付金償還金 2,577,000 円及び次の 6 目の特定健康診査等負担金償還金 7,000 円は、いずれも 30 年度中に概算交付を受けていた保険給付費等交付金及び特定健康診査等負担金の精算確定に伴う返還金でございます。

次に、議案第44号、令和元年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を、お願いいたします。

今回の補正は、歳入では、前年度繰越金の計上、保険料還付金の増額、歳出では、保険料還付金の増額等が主な内容でございます。

第1条でございますが、31年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算における年度表示につきまして、元号改正に伴い令和元年度とするものでございます。

第2条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4,584,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ76,850,000円とするものでございます。

補正関係は以上でございます。次に条例等でございます。議案集をお願いいたします。議案集の22ページ、資料は3ページ、4ページをお願いいたします。

議案第47号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。内容は議案資料でご説明申し上げます。議案資料の3ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございますが、今年度の人事院勧告を踏まえまして、一部改正された国の一般職の職員の給与に関する法律等の改正内容に準じて、一般職の職員給与、議会の議員及び常勤特別職の期末手当を改正しようとするものでございます。

2の改正の条例名でございますが、本改正条例案は全6条からの構成でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部改正ほか合わせて3本の現行条例を改正するものでございます。

3の改正の概要でございますが、最初に(1)の一般職の職員の給与に関する条例から、ご説明申し上げます。

まず、1点目が、いわゆる給料表の改正でございます。民間給与との較差0.09パーセントを埋めるため、大卒程度の初任給を1,500円、高卒程度に係る初任給を2,000円引き上げ、これを踏まえ、30歳半ばまでの職員が在職する給料表について所要の改正を行うもので、平均改定率0.1パーセントとなるものでございます。平成31年4月1日からの遡及適用しようとするものでございます。

2点目が、勤勉手当の引き上げでございます。民間の支給割合に見合うように、令和元年12月期の支給月数を、再任用職員以外の職員を0.05引き上げ、0.925月を0.975月とし、12月1日からの遡及適用とするものでございます。

3点目が、期末手当及び勤勉手当の基準日における職員要件の見直しでございます。地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等を排除する規定、いわゆる欠格条項が削除されたことから、所要の見直しを行うものでございます。施行日は令和元年12月14日でございます。

4点目は、住居手当の見直しでございます。手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、12,000円を16,000円に、また、手当額の上限を1,000円引き上げ、27,000円を28,000円に引き上げるものでございます。なお、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置を行うものでございます。施行日は令和2年4月1日からでございます。

5点目が、勤勉手当の支給月数の調整でございます。令和元年12月期の勤勉手当の支給月数の引上げ分を令和2年以降6月期と12月期に均等に配分する改正でございます。再任用職員以外の職員につきまして、年1.90月の支給月数となっております。

ことから、来年度以降0.95月分ずつ等分にする改正でございまして、施行日は令和2年4月1日からでございます。

4ページをお願いいたします。

(2)、(3)は、議員と常勤特別職の期末手当に関する改正でございまして、改正内容は、まず、今年度12月期の支給月数を1.70月から、一般職に準じて0.05月引き上げ、1.75月とするもので、12月1日からの遡及適用するものでございます。また、2年度以降につきましても、一般職の改正と同様、引上げ後の支給月数が年3.45月となりますことから、1.725月分ずつ等分の支給月数になるように改正するものでございます。施行日は令和2年4月1日からとするものでございます。

議案集に戻っていただきまして、47ページをお願いいたします。

議案第48号、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

この改正案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布、令和元年12月14日施行に伴い、所要の整備を行うものでございます。改正の内容でございますが、第1条、葛巻町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例につきまして、第4条の欠格条項の第1号、成年被後見人又は被保佐人を削除するものでございます。第2条、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、第23条、職員の規定の条項について、児童福祉法の改正に伴い条項ずれの整理を行うものでございます。附則でございますが、令和元年12月14日からの施行とするものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

議案第49号、監査委員条例の一部を改正する条例でございます。

まず、改正の概要でございますが、地方自治法の改正、平成30年4月1日施行により所要の整備をしようとするものでございます。内容といたしましては、監査委員の定数については、地方自治法で、町村にあっては基本2人とすること。ただし、条例で定数を増加することができるよう規定されたこと、また、議員から監査委員を選任しないことができるよう改正されたことを受けまして、条例に同規定を追加しようとするものでございます。附則ですが、公布の日からの施行とするものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

議案第50号、町立コミュニティセンター等条例の一部を改正する条例でございます。

本改正案は、現在、山岸地区に整備を進めております地区集会所が完成見込みとなりましたことから、公共施設として位置付けするものでございまして、改正内容でございますが、第2条の表中、泉田自治会館の次に、名称といたしまして、山岸自治会館、位置でございますが、葛巻町江川第28地割17番地の4を加えるものでございます。附則でございますが、第1項で施行日を令和2年4月1日からとし、第2項でございますが、条例施行後の管理は他のセンター同様、指定管理を予定しており、指定管理者の指定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条の規定の例により行うことができるものとするものでございます。

次に、52ページをお願いいたします。資料は5ページから9ページとなります。

議案第51号、葛巻町会計年度任用職員の給与等に関する条例でございます。

まず、この条例案を制定しようとする目的でございますが、本条例案は、地方公務員法並びに地方自治法の一部改正が交付され、令和2年4月1日に施行されることに伴い、新たに制度化される会計年度任用職員に関する規定を整備しようとするものでございまして、59ページまで本文全31条からなる条例案でございます。制度の概要につきましては、資料をご確認をお願いいたします。

条例案の内容でございますが、第1条には、この条例は、地方自治法並びに地方公務員法に基づき、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものである旨の趣旨が規定してございます。

第2条は、会計年度任用職員の給与に関する規定でございますが、フルタイム職員の給与は給料及び各種手当、パートタイム職員の給与は報酬及び期末手当となっております。

第3条から第16条までが、フルタイム職員に係る給料、各種手当の規定でございますが、常勤職員の規定に準じた形での規定となっており、会計年度任用職員が制度化されることにより、新たに6カ月以上の任用とされた場合、期末手当が支給されることとなるものでございます。また、17条から第26条、一つ飛んで、第28条、第29条がパートタイム職員の報酬、期末手当、費用弁償の規定でございますが、基本フルタイム職員に準ずる内容となっているものでございます。

第27条は、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与の規定でございますが、特殊性を考慮し町長が特に必要と認める職員の給与は任命権者が別に定める規定とするものでございます。

第30条の単純労務者の給与の種類及び基準、第31条、委任の規定につきましては、施行に必要な事項は規則で定めることとするものでございます。

附則でございますが、附則第1条、施行日は令和2年4月1日とし、附則第2条から附則第8条につきましては、当該条例を制定するにあたって、関係する既存条例の一部改正でございます。附則第2条、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、附則第3条、職員の分限についての手續及び効果に関する条例、附則第5条、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、附則第8条、葛巻町水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例につきましては、会計年度任用職員に関する規定を追加するものでございます。附則第4条、職員の育児休業等に関する条例につきましては、会計年度任用職員について適用外とする規定でございます。附則第6条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例につきましては、地方公務員法の一部改正による条文整理でございますが、附則第7条の非常勤特別職の職員の報酬に関する条例につきましては、地方自治法の一部改正による条文整理をする一部改正でございます。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第52号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてであります。

本件につきましては、岩手県市町村総合事務組合の構成団体であります盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が令和2年3月31日をもって解散しますことから、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び同事務組合規約を

別紙のとおり変更することの協議に関し、地方自治法の規定により議決をお願いするものでございます。別紙につきましては62ページでございますが、変更内容につきましては次の63ページの新旧対照表をお願いいたします。別表第1、総合事務組合の構成団体でございますが、下線部分、解散する盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が削られるものでございます。附則として、令和2年4月1日からの施行でございます。

次に、64ページをお願いいたします。

議案第53号、岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてでございます。

令和2年3月31日をもって、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が岩手県市町村総合事務組合から脱退することに伴い、地方自治法の規定により財産処分することの協議が岩手県市町村総合事務組合からあり、同法の規定により議決を求めるものでございます。協議の内容でございますが、65ページをお願いいたします。財産処分に関する協議書でございます。内容は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合が退職手当の支給に関する事務の共同処理を行うために総合事務組合に納付した負担金の総額、この場合、事務相当額は除きますが、その総額から盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の退職職員に支給した退職手当の総額を控除した額、還付金でございますが、この還付金のうち、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持分に相当する額について、盛岡市に返還すること。また、還付金のうち、退職手当支給事務を共同処理している矢巾町の持分に相当する額については、総合事務組合に帰属させるというものでございます。

以上で提案理由を終わらせていただきます。慎重審議の上ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 議長（中崎和久君）

次に、病院事務局長。

## 病院事務局長（大久保栄作君）

お疲れ様でございます。

議案第45号、令和元年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、増額となるものです。主な内容といたしましては、給与費の補正でございますが、人事院勧告による給与改定及び職員の異動等に伴うものでございます。

まず、1ページについてご説明申し上げます。

第2条、収益的収入及び支出です。支出でございますが、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用を442,000円増額いたしまして、1,090,113,000円とするものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、補正後の額を490,855,000円とするものでございます。

次に、2ページと3ページをご覧いただきたいと思っております。

収益的収入及び支出の1款、1項、1目の給与費442,000円増額の内訳でございます

が、1節、給料が1,911,000円の減額、2節、手当が1,161,000円の増額、5節、法定福利費が1,836,000円の増額、6節、退職給付費を644,000円の減額とするものです。

4ページ以降の予定キャッシュフロー計算書と6ページから7ページの予定貸借対照表につきましては、今回の補正額を反映させたものでございます。また、8ページ以降の給与費明細書につきましても、今回の補正額を項目ごとに整理したものでございますので、お目通しをいただきますように、お願いいたします。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

#### 議長（中崎和久君）

次に、建設水道課長。

#### 建設水道課長（中山優彦君）

それでは、ご説明をいたします。

議案第46号、令和元年度葛巻町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正でございますけれども、収益的収入及び支出につきまして、予定額を補正するものでございまして、いずれも減額となるものでございます。

1ページをご説明いたします。

第1条、平成31年度葛巻町水道事業会計予算における年度の表示につきましては、令和元年度とするものでございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出について、ご説明いたします。支出でございますけれども、第1款、水道事業費用2,464,000円減額いたしまして、204,746,000円とするものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、予算第7条に定めた経費、職員給与費についてでございますが、2,464,000円減額いたしまして、25,812,000円とするものでございます。この減額につきましては、人事院勧告に準じて改定するもの、また、職員の配置換え等に伴いまして改定するものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出について、ご説明いたします。支出についてご説明いたしますけれども、1款、1項、2目、総係費でございますけれども、2,464,000円を減額いたしまして、23,361,000円とするものでございます。内訳についてでございますけれども、区分、1、給料1,579,000円減、2、職員手当等314,000円減、5、法定福利費571,000円減と、それぞれ補正するものでございます。

4ページ以降のキャッシュフロー計算書及び貸借対照表、それから、9ページ以降の給与費明細書につきましては、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上でございますけれども、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（中崎和久君）

これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっています、議案第42号から議案第53号までの12議案については、葛巻町議会総合条例第46条第1項の規定により、輝くふるさと常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。

ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました12議案について、今会議中に審査を終え、12月13日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号から議案第53号までの12議案については、12月13日の最終本会議で、委員長の報告を求めることに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました議案の審査については、12月10日に行いますので、ご承知願います。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

（散会時刻 11時00分）